

達第3号

福島区役所課長等専決規程等の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

(福島区役所課長等専決規程の一部改正)

第1条 福島区役所課長等専決規程（平成24年達第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 〔略〕 〔2 略〕 3 生活支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること 〔(2)～(5) 略〕 〔4 略〕	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 〔同左〕 〔2 同左〕 3 〔同左〕 (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること 〔(2)～(5) 同左〕 〔4 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

(港区役所課長等専決規程の一部改正)

第2条 港区役所課長等専決規程（平成24年達第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 〔略〕 〔2 略〕 3 生活支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 〔同左〕 〔2 同左〕 3 〔同左〕

(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項</u> に規定する事業に関する こと [(2)～(5) 略]	(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項各号</u> に規定する事業に関する こと [(2)～(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（大正区役所課長等専決規程の一部改正）

第3条 大正区役所課長等専決規程（平成24年達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保健福祉課長等専決事項） 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(14) 略] (15) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項</u> に規定する事業に関する こと [(16)・(17) 略] [2・3 略]	（保健福祉課長等専決事項） 第6条 [同左] [(1)～(14) 同左] (15) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項各号</u> に規定する事業に関する こと [(16)・(17) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（天王寺区役所課長等専決規程の一部改正）

第4条 天王寺区役所課長等専決規程（平成24年達第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保健福祉課長等専決事項） 第6条 [略] [2 略] 3 保健・生活支援担当課長の専決事項は、	（保健福祉課長等専決事項） 第6条 [同左] [2 同左] 3 [同左]

次のとおりとする。 [(1)～(3) 略] (4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項</u> に規定する事業に関する こと [(5)～(8) 略]	[(1)～(3) 同左] (4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項各号</u> に規定する事業に関する こと [(5)～(8) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（淀川区役所課長等専決規程の一部改正）

第5条 淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保健福祉課長等専決事項） 第7条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(11) 略] (12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項</u> に規定する事業に関する こと [(13)・(14) 略] [2～4 略]	（保健福祉課長等専決事項） 第7条 [同左] [(1)～(11) 同左] (12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び <u>第2項各号</u> に規定する事業に関する こと [(13)・(14) 同左] [2～4 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（東淀川区役所課長等専決規程の一部改正）

第6条 東淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第34号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保健福祉課長等専決事項） 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のと	（保健福祉課長等専決事項） 第6条 [同左]

おりとする。 [(1)～(13) 略] (14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること [(15)・(16) 略] [2・3 略]	[(1)～(13) 同左] (14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること [(15)・(16) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（生野区役所課長等専決規程の一部改正）

第7条 生野区役所課長等専決規程（平成24年達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保健福祉課長等専決事項） 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(16) 略] (17) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること [(18)・(19) 略] [2・3 略]	（保健福祉課長等専決事項） 第6条 [同左] [(1)～(16) 同左] (17) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること [(18)・(19) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（旭区役所課長等専決規程の一部改正）

第8条 旭区役所課長等専決規程（平成24年達第37号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（生活支援課長専決事項）	（生活支援課長専決事項）

第10条 生活支援課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関する こと [(2)～(5) 略]	第10条 [同左] (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する こと [(2)～(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(城東区役所課長等専決規程の一部改正)

第9条 城東区役所課長等専決規程（平成24年達第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(14) 略] (15) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関する こと [(16)・(17) 略] [2・3 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)～(14) 同左] (15) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する こと [(16)・(17) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(阿倍野区役所課長等専決規程の一部改正)

第10条 阿倍野区役所課長等専決規程（平成24年達第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のと	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左]

おりとする。 [(1)～(10) 略] (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項</u>に規定する事業に関すること [(12)・(13) 略] [2・3 略]	[(1)～(10) 同左] (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項各号</u>に規定する事業に関すること [(12)・(13) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（住之江区役所課長等専決規程の一部改正）

第11条 住之江区役所課長等専決規程（平成24年達第41号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（生活支援課長専決事項） 第7条 生活支援課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項</u>に規定する事業に関すること [(2)～(5) 略]	（生活支援課長専決事項） 第7条 [同左] (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項各号</u>に規定する事業に関すること [(2)～(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（平野区役所課長等専決規程の一部改正）

第12条 平野区役所課長等専決規程（平成24年達第44号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保健福祉課長等専決事項） 第8条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。	（保健福祉課長等専決事項） 第8条 [同左]

[(1)～(10) 略] (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関する と [(12)・(13) 略] [2・3 略]	[(1)～(10) 同左] (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する こと [(12)・(13) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

（西成区役所課長等専決規程の一部改正）

第13条 西成区役所課長等専決規程（平成24年達第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保健福祉課長等専決事項） 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関する と [(2)～(5) 略] [2～5 略]	（保健福祉課長等専決事項） 第6条 [同左] (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する こと [(2)～(5) 同左] [2～5 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

（福島区役所企画総務課、港区役所総務課、大正区役所総務課、天王寺区役所企画総務課、淀川区役所総務課、東淀川区役所総務課、生野区役所企画総務課、旭区役所総務課、城東区役所総務課、阿倍野区役所総務課、住之江区役所総務課、平野区役所総務課、西成区役所総務課）